

県南広域振興局長告示第5号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第3項の規定により、次のとおり換地処分をした旨土地改良区から届出があった。

平成25年1月8日

県南広域振興局長 田村均次

土地改良区名	所在地	地区名	換地処分年月日
北上川東部土地改良区	奥州市	母体第2地区	平成24年12月20日